

熊本県庁舎監視カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県庁舎及びその敷地内に設置する監視カメラ、監視モニタ及び録画装置等（以下「カメラ等」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラ等の設置目的

カメラ等は、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

監視カメラは、熊本県庁舎及びその敷地内の次の場所に設置する。

敷地出入口：3台、行政棟本館：4台、行政棟新館：12台

北側駐車場：9台、南側駐車場：10台

(2) 撮影対象

カメラ等により撮影する対象は、施設及びその敷地に入出入りする者等とする。

(3) 撮影時間

カメラ等により撮影する時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラ等により撮影した映像は、録画装置に記録し、保存するものとする。

4 責任者の指定

カメラ等の管理責任者は、財産経営課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画装置に保存された映像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる執務室内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、14日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が特に必要と認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

監視カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「監視カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラ等の管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成27年7月16日から施行する。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年度 熊本県庁舎監視カメラ画像閲覧記録簿

閲覧日時	閲覧者印	閲覧目的	閲覧内容	管理責任者印
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				
／ ：				